（特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第八十五条　特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法施行規則（平成二十年厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

様式第二号を次のように改める。

様式第二号（第二条関係）

特定Ｃ型肝炎ウイルス感染者に対する給付金支給通知書

薬機発第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
理　事　長

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（平成２０年法律第２号）第３条第１項の給付金の額を、下記のとおり通知します。

記

給　付　金　　万円

受給者番号